

○那賀町ふるさと寄附条例施行規則

令和3年1月15日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、那賀町ふるさと寄附条例(平成20年那賀町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 条例により募集する寄附金は、1件5,000円以上とする。

2 寄附金は、寄附申込書(様式第1号)、又はインターネット(ふるさと納税専用ポータルサイトによる寄附受入れシステム)により受け付けるものとする。

3 寄附金の納入に当たっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとし、寄附者が指定するものとする。

(1) 郵便振替

(2) 町長が指定する口座への振込

(3) 現金書留

(4) 直接持参

(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により町長が指定した指定代理納付者からの納入

4 町長は、寄附の申込み、又は收受した寄附金が条例の目的に反すると認めた場合は、受入を拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

5 町長は、前項の規定による取扱いをした場合は、その決定理由及び経過を記録しなければならない。

(受領証明書等の発行)

第3条 寄附者から寄附金を收受した場合、町長は、速やかに当該寄附者に対して寄附金受領証明書(様式第2号)、又は寄附採納証明書(様式第3号)を送付するものとする。

(寄附金の管理運用)

第4条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金管理台帳(様式第4号)、又は管理システムによるデータを作成しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則  
この規則は、令和3年1月1日から適用する。

## 那賀町ふるさと応援寄附金申込書

(1枚目)

那賀町長 様

申込日: 令和 年 月 日

以下のとおり、寄附をしたいので申し込みます。

自治体CD: 363685

(本申込書は、郵送またはファックスでお送りください。なお、ホームページから申し込みすることもできますので、ご活用ください。)

※那賀町在住者及び個人の方以外(法人等)につきましてはお礼の品は発送されません。あらかじめご了承ください。

▼ 寄附者情報		※個人情報の取り扱いについて 寄附金の受付及び入金に係る確認・連絡等に利用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。	
フリガナ		電話番号	
氏名			
住所	〒 -	都道 府県	区市 郡
	E-mail		
情報公開	<input type="checkbox"/> 承諾する	<input type="checkbox"/> 承諾しない	※ 承諾された場合は、氏名・住所(市区町村名)・寄附金額等を町ホームページや広報紙などで公表させていただく場合がございます。
ワンストップ 特例申請書	<input type="checkbox"/> 希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 生年 月 日 明・大 昭・平 年 月 日 ※ 給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告をせずに寄附金控除を受ける申請です。ただし、年間5団体以内の寄附の場合に限ります。

▼ 寄附・使途情報		
金額	円 ※ 5,000円以上ご寄附をされた町外在住の方に寄附金額に応じてお礼の品を進呈します。 ※ 寄附は、年度内に何回でもご利用いただけます。	
支払方法	<input type="checkbox"/> 払込取扱票 ※ 払込取扱票(郵便局専用)は、申込日から起算して7日程度でお届けします。最寄りの郵便局からお振込みください。上記寄附者情報に記載のお名前でお振込みをお願いします。 手数料無料	
	<input type="checkbox"/> 銀行振込 阿南農業協同組合 相生支店(普通) 口座番号 7648866 口座名 那賀町 ※ 上記寄附者情報に記載のお名前でお振込みをお願いします。 手数料はご負担ください	
※ クレジットカードでお支払いの場合は、ホームページのふるさと納税サイトからお申込後、クレジット決済画面からご決済をお願いいたします		
使途 (一つお選びください)	<input type="checkbox"/> 地域文化の継承及び育成に関する事業	<input type="checkbox"/> 特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業
	<input type="checkbox"/> 自然環境並びに景観の保全及び活用に関する事業	<input type="checkbox"/> 次代を担う人材を守り、育てる事業
	<input type="checkbox"/> 地域の魅力を情報発信することにより、定住と交流を推進する事業	<input type="checkbox"/> その他目的達成のために町長が必要と認める事業

▼ お届け先情報		※ 寄附者情報と異なる場合のみご記入ください。	
フリガナ		電話番号	
氏名			
住所	〒 -	都道 府県	区市 郡
	E-mail		

## お礼の品情報

(2枚目)

寄附者氏名		電話番号	
▼ お礼の品情報 ※ 5,000円以上のご寄附をいただきました方は、寄附金額に応じてお選びください。			
お礼の品 選択方法	お礼の品コースの合計金額が寄附金額の範囲内であれば、複数のお礼の品コースから組み合わせることができます。		
	(例) 寄附金額10,000円で…10,000円コース×1つ 寄附金額20,000円で…10,000円コース×2つ、あるいは 20,000円コース×1つ 寄附金額50,000円で…30,000円コース×1つ + 10,000円コース×2つ 寄附金額100,000円で…30,000円コース×1つ + 20,000円コース×1つ+ 50,000円コース×1つ など		
辞退	<input type="checkbox"/>	お礼の品を辞退する ※ お受取をご希望されない方のみチェックをご記入ください。	
	お礼の品番号	お礼の品	お礼の品コース金額
1	No -		円コース
2	No -		円コース
3	No -		円コース
4	No -		円コース
5	No -		円コース
6	No -		円コース
7	No -		円コース
8	No -		円コース
9	No -		円コース
10	No -		円コース
◆金額合計が寄附金額を超えていないか確認ください。⇒		お礼の品コース金額合計	円

◆但し、寄附金額以下をお選びいただいた場合は一部辞退とさせていただきます。

ご注意	※ お礼の品は、ご入金確認後、約2週間～1か月ほどでお届けとなり、お届け希望日時を指定することはできません。 ※ 季節や時期によりお手配にお時間がかかる場合がございます。 万が一、品切れ等によりお手配できない場合はご連絡いたします。 ※ 制度改正等によりお礼の品の贈呈を中止する場合はホームページ等でお知らせしますので、事前にご確認ください。
-----	--

▼ 那賀町へのご意見・メッセージがございましたらご記入ください。

## &lt;お問合せ先&gt;

## ■ふるさと納税寄附手続きに関するお問合せ先

那賀町 まち・ひと・しごと戦略課

TEL 0884-62-1184

FAX 0884-62-1177

メールアドレス: senryaku@naka.i-tokushima.jp

## ■お礼の品に関するお問合せ先

ふるさと納税商品お問合せセンター

TEL: 0120-977-050(受付時間: 9:30~17:30)

休日: 土日祝日・12/29~1/3

NO.

## 寄附金受領証明書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

金 額 金 \_\_\_\_\_ 円

寄附年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ただし、那賀町に対するふるさと応援寄附金として、上記金額を受領しました。

年 月 日

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1  
那賀町長

上記の金額は、所得税法第78条第2項第1号に係る寄附金控除の対象となる寄附金です。

また、地方税法37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金です。

(注1) 上記に記載された税制上の優遇措置は、年間の寄附金額の2千円を越える部分の金額が対象となります。

(注2) 確定申告に際して証明書が必要です。確定申告書を提出する方は所轄の税務署へ申告、又はお住まいの市区町村へ申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられますので、相当期間大切に保管してください。

様式第3号(第3条関係)

## 寄附採納証明書

様

氏名	
住所	
申請番号	
特定事業者符番 寄附番号	
寄附金額	
寄附年月日	

上記の寄附金は、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する那賀町への寄附であることを証明します。

年 月 日

那賀町長



